

## 【外国出張】

### ウズベキスタン出張（タシケント・ロー・スプリング）

国際協力部教官

廣田 桂

#### 第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2001年からウズベキスタンに対する法制度整備支援を開始し、2019年から現在までウズベキスタン司法省との間で行政手続法に関する共同研究を実施するなどし<sup>1</sup>、また、ウズベキスタン司法省の傘下にある法律家研修所との間で年次協力プログラムを作成しており、同プログラムに基づいて、同センターの研修生である弁護士や公証人を対象とした訪日プログラムを実施するなどの法制度整備支援を実施している。

ウズベキスタン司法省は、2019年から隔年で、法務・司法分野の国際会議である「タシケント・ロー・スプリング」を開催しており、当部は、同省から招待を受けて、2019年に開催された第1回フォーラム及び2023年に開催された第3回フォーラムに、それぞれ出席した。本年に開催の第4回フォーラムでは、「デジタル技術の新時代：未来への法的展望」をテーマとして各種ディスカッションセッションが行われる予定であったところ、ウズベキスタン側から、当部に対し、同フォーラムのディスカッションセッションへの登壇依頼があった。

本出張は、法務省法務総合研究所森本加奈所長、当職及び当部と連携して法制度整備支援を実施している名古屋大学宮木康博教授らにおいて、当該フォーラムに出席し、法制度整備支援におけるAIの活用について発表を行うことのほか、ウズベキスタン司法省や同省傘下のタシケント国立法科大学、法律家研修所等の関係機関との間でウズベキスタンにおける法制度の課題や今後行うべき法制度整備支援の内容等について協議することにより関係機関との関係強化や、将来におけるウズベキスタンへの効果的な法制度整備支援の在り方を検討することを目的として行ったものである。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見である。

#### 第2 出張日程

- 5月26日（月） 日本発、タシケント着
- 5月27日（火） JICAウズベキスタン事務所訪問、日本大使館訪問
- 5月28日（水） ウズベキスタン法律家研修所訪問、司法省副大臣表敬訪問、タシケント国立法科大学訪問
- 5月29日（木） 「タシケント・ロー・スプリング」参加、ウズベキスタン

<sup>1</sup> この共同研究に基づき行政手続法解説書第1弾が発刊され、現在は同解説書第2弾を作成中。

名古屋大学日本法教育センター（C J L U）訪問  
5月30日（金） 「タシケント・ロー・スプリング」参加、ＵＮＤＰウズベキスタン事務所訪問

### 第3 概要等

#### 1 ウズベキスタン法律家研修所

ウズベキスタン法律家研修所を訪問し、YESEMURAT KANYAZOV 所長、FIRUZ MAKHMUDOV 副所長、SHAKHZODA ABDULLAEVA 国際協力部長らと協議を行った。

先方からは、冒頭、当部に対して、セミナーや共同研究等の協力に対する感謝の意が述べられた。次に、本年、大統領令により、ウズベキスタン法律家トレーニングセンター等の4つの組織を統合してウズベキスタン法律家研修所に名称変更したこと、組織の業務として法案研究が加わったこと、研修を実施する対象が広がった（弁護士、公証人、大学の教授、企業の法律家、司法省の職員等が対象）こと、同研修所では年間1千回以上の研修を実施すること、近日中に研修所が新たな建物に移転する予定であることなどが述べられた。また、ウズベキスタン法律家研修所では、昨年、オンラインの研修も含めて約2万6千人に対する研修を行ったこと、他ドナーとして、ＵＮＤＰやG I Z（ドイツ）、ＥＵやアメリカがいること、フランスやカザフスタン、アゼルバイジャン等の国と2国間のMOUを締結していることなどについて説明があった。

さらに、先方からは、日本との年次協力プログラムについて、今後延長し、日本の専門家を招いてセミナー等を実施していきたいこと、今年行う予定の日本での研修内容として、ウズベキスタン司法省が法案の整合性審査等を所掌していることから、ウズベキスタン司法省の職員10名程度に対して、日本における法案の作成技術や法令間の整合性確保の手法についての知見や、知財分野（特許庁はウズベキスタン司法省の傘下にあるとのこと。）及びデジタル技術に関する知見、ワンストップ行政サービスの取組等行政分野での知見提供の要請があった。

#### 2 司法省

ウズベキスタン司法省に赴き、Raviev Sherzad Mirjalilovich 副大臣を表敬訪問した。冒頭、同副大臣からは、我が国法務省との間で、法・教育分野でのMOUを締結し、当部が司法省と活発に協力活動を行っていることに対する感謝の意が述べられた。また、司法省傘下の法律家研修所において法律家の教育を行っており、当部との協力が重要であること、昨年作成された行政法に関する解説書第1弾は、ウズベキスタン国内で、広く、弁護士、公証人等の法律家の間で使用されていることなどについて言及があった上、今後の継続的な協力に関する要請があった。さらに、現在行政手続法について改正中であること、ウズベキスタンの民法は、特許法に関する条項も含まれる

などしており、分量が多いため、今後、その一部を民法から分離させ、また、商法に関する規定等必要なものを盛り込むなどの改正を検討していることなどの説明があった。

### 3 タシケント国立法科大学

タシケント国立法科大学を訪問し、Bakhshillo Khodjaev 教授、Fitrat Umurov 教授と協議を行った。

先方からは、タシケント国立法科大学について、約 9500 人の学生が在籍しており、公法、私法、国際法、刑事法の 4 つの学部があること、日本法教育センター（CJLU）のほか、ドイツ法教育センターもあること、大学院ではサイバーや知財に関する研究も実施していること、現在 115 の海外の大学と協定を結んで、学生や研究員の交換を実施していること、日本の名古屋大学、九州大学、大阪大学とも協定を結んでおり、最近では名古屋経済大学とも協定を結んだことなどが述べられた。また、ウズベキスタンでは法律が頻繁に制定・改正されるため、法律専門家のニーズが高く、社会的な地位も高いことから、タシケント国立法科大学の人気は高いとのことであった。

先方から当部に対する期待として、犯罪白書における分析手法等の研究の方法論、ウズベキスタンに進出する日本の投資家向けのリーガルガイダンスの作成等への支援が挙げられた。

### 4 ウズベキスタン日本法教育センター（CJLU）

タシケント国立大学内にある日本法教育センターを訪問し、同センター小林雄一特任講師から同センターの概要について説明を受けた上、同センターの 3、4 年生 8 名と日本語で意見交換を行った。

### 5 UNDP ウズベキスタン事務所

UNDP ウズベキスタン事務所の藤井明子常駐代表らを訪問し、協議を行った。

UNDP 側からは、UNDP は貧困撲滅が重要であると考えているところ、それを支える柱の一つがガバナンス部門であり、法の支配が重要であること、ウズベキスタンにおいては法の整備が不十分で、その点が課題であり、法整備支援が重要である旨言及があった。ウズベキスタンの現状について、現在 GDP 成長率が毎年 6 パーセント程度であり、経済は安定しているとのことであるが、他方で、若年層の人口が多く、毎年約 60 万人が新たにジョブマーケットに参入しているのに新たな就業先がそれほど増えていないこと、GDP が増えている理由も建設ラッシュによるもので、そのブームも長く続くとは思われないこと、特にタシケント以外の地方においてはインフラ整備ができていないこと、法整備がしっかりとしていないため、企業が活動する上で違法かどうかの判別がつきにくく、その点が海外投資家のウズベキスタン進出の

障害となっており、また、ガバナンスリפורームが経済発展に追いついていないなどの説明があった。

UNDPウズベキスタン事務所では、汚職対策（特に地方政府レベルでの汚職対策）支援、女性の地位向上のための支援、ラトビアと一緒に実施している裁判官や弁護士に対する人材育成支援等を実施しているとのことであり、特に、EUと一緒にUNDPのプロジェクトとしてワンストップ行政のサービス等のソーシャルサービスに関する支援を実施しており、これまでウズベキスタン司法省と協力して700くらいの行政サービスをワンストップでできるようにオンライン化したとのことであった。

その上で、UNDP側からは、USAIDの撤退の影響も大きく、我が国法務省とも協力してウズベキスタンへの支援をしていきたいとの要請があった。



UNDPウズベキスタン事務所での協議の様子

## 6 タシケント・ロー・スプリング

タシケント・ロー・スプリングに参加し、名古屋大学宮木教授及び当職において、当部の活動内容や、名古屋大学と当部が協力して実施している日本の法整備支援におけるAIの活用についてプレゼンテーションを実施した<sup>2</sup>。

同フォーラムでは、初日のプレナリーセッションの中で鈴木馨祐法務大臣のビデオ

<sup>2</sup> 当部は昨年度から、名古屋大学PSIMと協力し、AIを活用し、インドネシアにおいて現に効力を有する法令の特定、カンボジアにおいて判決書ドラフトの作成の可能性について研究を実施している。

メッセージが流れるなどしたほか、50名を超える世界各国・組織の代表者らが、それぞれの国や組織におけるAIやデジタル技術を活用した法教育やデジタルフォレンジック等に関する発表を行った。



タシケント・ロー・スプリングでの当部のプレゼンテーション

#### 第4 おわりに

ウズベキスタンは、中央アジアに所在し、中国やロシア、EU、東南アジアを結ぶ中間地点に存在しており、地理学的にも要所である上、資源も豊富で、平均年齢が低く、今後人口ボーナスが見込まれるなど、日系企業にとっても重要な国の一つになる可能性が高いところ、本出張を通じて、ウズベキスタンの現状や、ウズベキスタン側の法整備に関する要請を知ることができたとともに、法・司法制度における課題についても知ることが出来た。

個人的には、汚職対策については、現在ウズベキスタンが汚職撲滅政策を強く推し進めており、本年6月実施予定のウズベキスタン法執行アカデミーの国際会議でも汚職対策が議題として取り上げられていること、日本側からの関心も高く、ウズベキスタン汚職対策庁のアクマル長官が名古屋大学への留学経験を有している親日家でもあることなどから、この分野での今後の協力活動を安定かつ効果的に推進するための土台は整えられているように感じられた。